九州厚生局への届出事項

2025年4月1日

- 1. 当院は、九州厚生局に届出している保険医療機関です。保険医の療養担当規則に従い療養の給付を行います。
- 2. 療養病棟入院基本料について(患者様負担による付添看護は行っておりません)

当該病棟は 1 日に 5 人以上の看護職員及び 1 日 5 人以上の介護職員が勤務しています。なお、看護職員の受持ち数は 8 時 00 分から 17 時 00 分までは 7.5 人以内、17 時 00 分から 8 時 00 分 までは 30 人以内です。

看護補助者の受持ち数は 8 時 00 分から 17 時 00 分まで 7.5 人以内、17 時 00 分から 8 時 00 分 までは 30 人以内です。

3. 地域包括ケア病棟基本料について(患者様負担による付添看護は行っておりません)

当該病棟は 1 日に 8 人以上の看護職員及び 1 日 3 人以上の介護職員が勤務しています。なお、看護職員の受持ち数は 8 時 00 分から 17 時 00 分までは 6 人以内、17 時 00 分から 8 時 00 分までは 13 人以内です。

看護補助者の受持ち数は8時00分から17時00分まで10人以内です。

17時00分から8時00分までは看護師のみが勤務し、看護補助者の配置はありません。

4. 入院時食事療養について

入院時食事療養費 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

- 5. 基準に関する届出について
 - ≪基本診療科の施設基準≫
 - / 療養病棟入院基本料 1 / 地域包括ケア病棟入院料 2 / 療養病棟療養環境加算 1
 - / 総合機能評価加算/認知症ケア加算3/ 在宅復帰機能強化加算
 - / 入退院支援加算2 / データ提出加算1・データ提出加算3 ロ
 - / 診療録管理体制加算 3 / 看護補助体制充実加算 1(地域包括ケア病棟入院料の注 5)
 - / 看護職員配置加算 / 医療DX推進体制整備加算 3/
 - / 外来・在宅ベースアップ評価料(1)
 - ≪特掲診療科の施設基準≫.
 - / CT 撮影及び MRI 撮影 / 脳血管疾患等リハビリテ─ション科(Ⅲ)
 - / 運動器リハビリテーション科(II) / 呼吸器リハビリテーション科(II)
 - / 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 / ニコチン依存症管理料
 - / 医科点数表第2章10部手術の通則16に掲げる手術(胃瘻造)
 - / 在宅療養支援病院 3 / 在宅医療 D X 推進体制整備加算 2
 - / がん治療連携指導料 / 入院時食事療養(I) / 入院時生活療養(I) / 入院ベースアップ 評価料 22
- 6. 主な保険外(自費)負担について

別紙保険外負担一覧表参照